

貸付制度

生活福祉資金等貸付制度

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。なお、資金の種類によって貸付対象世帯、限度額、据置・償還期間、貸付利率等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

資金種類 総合支援資金、福祉資金(福祉費・緊急小口資金)、教育支援資金、
不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)、
臨時特例つなぎ資金

《窓口》 久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761
 菖蒲支所 TEL 85-8131 FAX 85-8808
 栗橋支所 TEL 52-7835 FAX 52-7804
 鷲宮支所 TEL 58-9131 FAX 58-7200

埼玉県障害者福祉資金貸付制度

◇障害者団体事業資金

(1)新規施設開設費

対象経費 施設の開設に伴う建築物の購入、新築、増・改築、改造又は備品購入に要する経費
対象者 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各事業の実施者
内容 ・貸付限度額 800万円以内
 ・貸付利率 年2.5%(据置期間中は無利子)
 ・償還 10年以内(据置期間経過後)

(2)既存施設整備費

対象経費 既存施設の増・改築、改造及び備品購入に要する経費
対象者 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各事業の実施者
内容 ・貸付限度額 200万円以内
 ・貸付利率 年2.5%(据置期間中は無利子)
 ・償還 10年以内(据置期間経過後)

《窓口》 久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526 FAX 24-1761
 菖蒲支所 TEL 85-8131 FAX 85-8808
 栗橋支所 TEL 52-7835 FAX 52-7804
 鷲宮支所 TEL 58-9131 FAX 58-7200

緊急一時資金貸付制度

所得の少ない世帯の方が臨時的出費の発生したときや、収入の不足したときなど、応急的に資金が必要な場合にお貸しします。

- 内 容**
- ・貸付限度額 1万円以内
 - ・貸付利子 無利子
 - ・償 還 1年以内

《窓口》	久喜市社会福祉協議会	TEL 23-2526	FAX 24-1761
	菖蒲支所	TEL 85-8131	FAX 85-8808
	栗橋支所	TEL 52-7835	FAX 52-7804
	鷲宮支所	TEL 58-9131	FAX 58-7200

勤労者支援資金貸付制度

勤労者を対象に、傷病等により突発的に必要となった資金や介護機器購入等の資金を融資します。

資金使途 災害、事故、傷病、教育、結婚、育児、介護休業、失業等により必要な資金

融資限度額 200万円(子育て資金は50万円、失業資金は50万円)

融資期間 10年以内(子育て資金は3年以内、失業資金は5年以内)

融資利率 1.0%～1.7%(別途保証料0.6～0.7%が必要)

その他 融資に当たっては申込条件あります。また、中央労働金庫の審査があります。

《窓口》 埼玉県産業労働部 勤労者福祉課
TEL 048-830-4518 FAX 048-830-4850

住まいの相談

重度身体障害者居宅改善整備費補助

対象者 下肢又は体幹に障がいのある1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方
(本人及び家族の所得により制限があります)

内 容 重度身体障がい者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、浴室、手洗い等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合に、24万円を限度に経費の3分の2(生活保護世帯については36万円を限度に経費の10分の10)を補助します。ただし、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合があります。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

県営住宅への入居の優遇

県営住宅への申込みを行う障がい者世帯、母子世帯、高齢者世帯等は優遇措置が適用され、当選確率が高くなります。※ 入居には、下記の他にも諸条件があります。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～4級の方
 - ・療育手帳㊤、A、Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方
 - ・障害等級が1級10号の障害年金の給付を受けている方

◇県営住宅入居収入基準について

県営住宅の申し込み資格では、入居しようとする世帯の収入月額が「158,000円以下」と定められていますが、同居し又は同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は、「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～4級の方
 - ・療育手帳㊤、A、Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

- 《窓口》 埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ
〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630
TEL 048-658-3017
- 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部県営住宅課
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10
TEL 048-829-2875
- 埼玉県住宅供給公社 岩槻支所
〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3
TEL 048-794-7146

市営住宅入居収入基準について

市営住宅の申し込み資格では、入居しようとする世帯の収入月額が「158,000円以下」と定められていますが、次に該当する方がいる世帯は、「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～4級の方
 - ・療育手帳㊤、A、Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

- 《窓口》 久喜市役所 営繕課 施設係 TEL 22-1111 FAX 22-0300